# 石垣市 新庁舎ネットワーク等構築業務委託 実施要領

令和元年11月

石垣市

# 目次

| 1. 事第 | <b>纟概要</b>                                   | 3 |
|-------|--|---|
| 1. 1. | 目的目的   | 3 |
| 1. 2  | 参加資格   | 3 |
| 1.3   | 対象業務   | 3 |
| 1.4   | 契約の概要・履行期間                                   | 3 |
| 1.5   | 受付窓口   | 4 |
| 2. 公募 | 『の実施スケジュール                                   | 5 |
| 2. 1  | スケジュール                                       | 5 |
| 2. 2  | 予定事業費  | 5 |
| 2. 3  | 参加申し込み                                       | 6 |
| 2. 4  | 質問書の提出                                       | 6 |
| 2. 5  | 審査書類等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 2. 6  | プレゼンテーション                                    | 7 |
| 3. 審望 | <u> </u>                                     | 8 |
| 3. 1  | 審查方式   | 8 |
| 3. 2  | 評価項目及び配点表                                    | 8 |
| 3. 3  | 優先交渉権者                                       | 8 |
| 3.4   | 価格等の交渉                                       | 8 |
| 4. 適月 | ₹  | 9 |
| 5. その | )他   | Q |

#### 1. 事業概要

#### 1.1. 目的

石垣市(以下、本市という)は、令和3度供用予定の新庁舎において、電話回線、庁内LAN環境整備に加え、監視カメラや入室管理システムを含めた統合ネットワーク環境を新たに構築し、新庁舎での業務遂行において最適な環境整備を達成すべく、対象となるネットワーク及びシステムの構築及び運用業務にあたる事業者を選定することを目的とする。

#### 1.2. 参加資格

本選定の参加においては、以下の全てを満たしているものを条件とする。

- (1)業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること。
- (2) 県内の市町村で、契約主体として本調達と同様の対象業務に対して構築、運用実績を有していること
- (3) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
- (5) 国税及び市県民税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法 (昭和14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法 (平成16年法律第
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)弟2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

#### 1.3. 対象業務

本事業の対象業務は以下の通りである。詳細は別途資料「石垣市新庁舎ネットワーク構築等業務委託仕様書」を参照すること。

- ・ 電話設備関連(電話交換機、多機能電話機、電話回線の移設及び庁内内線電話機導入)
- ・ 庁内LAN機器設置(ファイアウォール、コアスイッチ、フロアスイッチ、エッジスイッチ、無線LANアクセスポイント、端末認証機器、ネットワーク監視システム)
- ・ 監視カメラシステム (屋外カメラ、屋内カメラ、映像レコーダ)
- · 入室管理システム (ICカードリーダー付き電気錠)
- ・ その他(建物安全度判定サポートシステム、気象情報観測システム)

#### 1.4. 契約の概要・履行期間

本業務委託の履行期間は、契約締結の翌日から構築及び初年度運用期間である令和3年度 末までとする。なお、運用開始期間は新庁舎開庁予定日以降、令和8年3月末まで稼働させ る。詳細については、仕様書を参照すること。

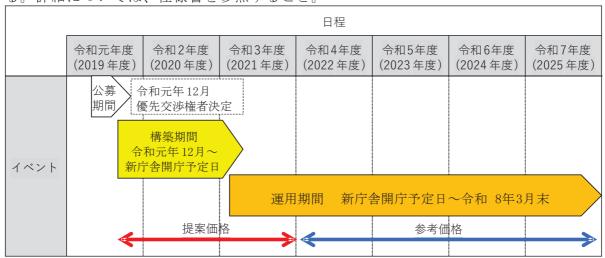


図 1 新庁舎ネットワーク構築・運用スケジュール

# 表 1 契約の概要

| 件名   | 石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託 |
|------|---------------------|
| 契約期間 | 契約締結の翌日から開庁日まで      |
| 履行場所 | 石垣市字真栄里地内(石垣市新庁舎)   |
| 契約主体 | 石垣市                 |
| 契約内容 | 仕様書の記載内容に則る         |

# 1.5. 受付窓口

本公募の連絡先は以下の通りである。

石垣市 総務部 新庁舎建設室(担当 前盛)

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

TEL: 0980-87-0023 FAX: 0980-83-1427

e-mail: tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp

# 2. 公募の実施スケジュール

# 2.1. スケジュール

本公募の審査は、下記のスケジュールで行う予定である。

表2 スケジュール

| No. | イベント       | 期間                     |
|-----|------------|------------------------|
| 1   | 公募開始       | 令和 元 年 11 月 20 日 (水)   |
| 2   | 参加申し込み     | 令和 元 年 11 月 20 日 (水)   |
|     |            | ~ 令和 元 年 12 月 3 日 (火)  |
| 3   | 参加資格審査結果通知 | 令和 元 年 12 月 5 日 (木) 予定 |
| 4   | 質問書の提出     | 令和 元 年 11 月 21 日 (木)   |
|     |            | ~ 令和 元 年 12 月 3 日 (火)  |
| 5   | 質問書の回答     | 令和 元 年 12 月 6 日 (金) 予定 |
| 6   | 審査書類等の提出   | 令和 元 年 12 月 12 日 (木)   |
| 7   | プレゼンテーション日 | 令和 元 年 12 月 16 日の週予定   |
| 8   | 審査結果通知     | 令和 元 年 12 月 23 日の週予定   |
|     | (優先交渉権者決定) |                        |
| 9   | 契約交渉期間     | 令和 元 年 12 月 23 日の週~予定  |

## 2.2. 予定事業費

#### 212,570,000円

(1.3.対象業務事に関する一切の費用を対象、消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

なお、本提案事業は各年度予算もしくは債務負担行為等が本市の議会において議決されたことにより事業執行となるものである。

## 2.3. 参加申し込み

本公募に参加意思がある場合は、「応募申請書」(様式1)に必要事項を記載・押印の 上、以下②提出期限までに、本市事務局へ持参または郵送すること。期限後の参加申込書 の提出は受け付けない。なお、提出書類により参加要件を満たしているかを判断した上 で、提案に必要な、各種参考資料等の配布を行う。

提案事業者が提案の一部について、他の企業への下請け委託を前提とする場合は、連携協力事業者調書(様式4)を添付すること。なお、業務協力予定者についても、提案事業者と同様に参加要件を満たしていることを条件とする。

| ① 提出書類 | 応募申請書(様式1) (代表印を押印すること。)                 |
|--------|--|
|        | ※「応募申請書」において、提案書一式を提案する選択を行った事業者         |
|        | は同時に以下の書類も提出すること。                        |
|        | ◎ 会社概要(様式2)                              |
|        | ◎ 定款、規約その他これらに類する書類(任意様式)                |
|        | ◎ 登記簿謄本の写し                               |
|        | ◎ 財務諸表(任意様式、参加条件を満たしていることを示すもの)          |
|        | ◎ 業務実績書(様式3)※国内自治体の実績等参加条件を満たして          |
|        | いるもの)                                    |
|        | ◎ 連携協力事業者調書(様式4)※必要に応じて。連携協力予定者          |
|        | も国内実績や財務諸表の提示をすること。                      |
|        | ◎ 秘密保持誓約書 (様式9)                          |
| ②提出期限  | 令和 元 年 12 月 3 日 (火)                      |
|        | ・持参の場合、17 時まで。                           |
|        | ・郵送の場合、令和 元 年 12 月 3 日 (火) までの消印有効       |
|        | 封筒に「石垣市に係る提出書類在中」と記入し、一般書留郵便または          |
|        | 簡易書留郵便で提出すること。                           |
|        | ※遅れた場合参加を認めない                            |
| ③ 提出部数 | 1部                                       |
| ④ 提出先  | 石垣市 総務部 新庁舎建設室(担当 前盛)                    |
|        | 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地                  |
|        | TEL: 0980-87-0023 FAX: 0980-83-1427      |
|        | e-mail: tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp |
|        | 上記提出先へ持参または郵送により提出                       |

## 2.4. 質問書の提出

本公募における質問については、以下の対応とすること。

| ①提出書類                   | 質問書(様式5)                                 |
|-------------------------|--|
| ②提出期限                   | 令和 元 年 12 月 3 日(火) 17 時まで。               |
| ③提出先                    | 石垣市 総務部 新庁舎建設室(担当 前盛)                    |
| 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地 |  |
|                         | TEL: 0980-87-0023 FAX: 0980-83-1427      |
|                         | e-mail: tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp |
| ④提出方法                   | 上記提出先へ電子メール又は、FAXで提出し、電話等で担当者に到着         |
|                         | 確認を行うこと。                                 |

なお、質問に対しての回答は令和元年12月6日(金)までに全提案事業者に電子メールにて回答する予定である。

# 2.5. 審査書類等の提出

本公募の審査提出書類については、以下の対応とすること。

| ① 提出書類 | 企画提案書 ※企業名を明記したもの(正本)に表紙を付けること。          |
|--------|--|
|        | 個別機能証明書(様式 6 )<br>  提案価格内訳書(様式 7 )       |
|        | 近来                                       |
|        | 業務実施体制図(様式8)                             |
| ② 提出期限 | 令和 元 年 12 月 12 日 (木)                     |
|        | ※持参の場合、17時まで、郵送の場合、11日消印有効               |
| ③ 提出部数 | 企画提案書:出力物 11 部(正 1 部、副 10 部)             |
|        | 個別機能証明書(様式6):出力物 1 部                     |
|        | 提案価格内訳書(様式7):出力物 1 部                     |
|        | 電子媒体 (CD-R) 2 枚 (正 1 枚、副 1 枚)            |
|        | (副本には、企業名(略称を含む。)、住所、社章等の企業名が分           |
|        | かる記載をせず、参加申し込み時に本市より通知するアルファベッ           |
|        | トの略称を用いること。)                             |
| ④ 提出先  | 石垣市 総務部 新庁舎建設室(担当 前盛)                    |
|        | 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地                  |
|        | TEL: 0980-87-0023 FAX: 0980-83-1427      |
|        | e-mail: tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp |
| ⑤ 提出方法 | 上記提出先へ持参または郵送                            |

なお、提案書作成時における留意事項として、別途資料「石垣市ネットワーク等構築業務 委託提案書作成要領」の作成上の留意事項を考慮すること。

# 2.6. プレゼンテーション

参加申し込み期限後、プレゼンテーションの実施日時、実施場所、実施内容及び実施環境 について明記した、実施要領を参加申し込み事業者に送付する。

#### 3. 審查

審査にあたっては、本市で個別に「石垣市新庁舎ネットワーク等構築業務委託者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。委員会メンバーにより技術点、価格点の評価を行う。

#### 3.1. 審査方式

委員会による企画提案書の記載項目評価・プレゼンテーション評価(技術点)と、提案価格 内訳書の価格評価(価格点)を行い、上位2社程度を選定する。

# 3.2. 評価項目及び配点表

技術点評価および価格点評価の配分は以下の通りである。

表3 各評価項目と配点

| 項目        | 評価項目        | 得点配分  |
|-----------|-------------|-------|
| 技術点       | 企画提案書評価     | 500 点 |
|           | プレゼンテーション評価 | 200 点 |
| 価格点       | 価格評価        | 300 点 |
| 合計 1000 点 |             |       |

価格点評価については、設計、構築、移転に関する費用、開庁年度(令和3年度)の保守 運用費用から成る「提案価格点」と開庁翌年度より4年間の年単位の保守運用費用からな る「参考価格点」の総和で評価する。以下の計算式で算出する。

価格点(300点満点)= 提案価格点(250点満点) + 参考価格点(50点満点)

提案価格、参考価格が提案下限価格、参考下限価格を下回る場合にも満点を付与するものとする。ただし、下限金額より著しく低い価格で提案を行った場合は、本市で審議し、採点の対象としない場合もある。

提案上限価格、下限価格については以下の通りである。

表4 上限下限価格

| 提案上限·下限価格 | 設定額            |
|-----------|----------------|
| 提案上限価格    | 212, 570, 000円 |
| 提案下限価格    | 非公表            |
| 参考上限価格    | 非公表            |
| 参考下限価格    | 非公表            |

※消費税相当額を含む。優先交渉権者の業者名と点数については公表しない。

#### 3.3. 優先交渉権者

審査終了後、公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交 渉権者として決定する。また、次点交渉権者も併せて決定する。

審査の結果は、石垣市ホームページにて公表するほか、応募申請書を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

決定された優先交渉権者は、本市と仕様並びに契約内容等を協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、本市は次 点交渉権者と協議を行うことがある。優先交渉権者との協議は2週間程度を想定している。

## 3.4. 価格等の交渉

優先交渉権者決定の後、優先交渉権者に対し委託費の内訳が確認できる委託費内訳書を付 した見積書及び見積条件書(以下「見積書等」という。)の提出方法等を通知する。

優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。

優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉をし、見積条件等を見直す必要が

ある場合には見直しをする。

上記により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

見積合せの結果、最終的な見積書等の請負金額が予定価格を下回った場合は、業務委託請負契約を締結する。

## 4. 適用

本事業の業務範囲は仕様書に明示する内容とする。本仕様書に規定する事項は別の定めがある場合を除き、受託事業者の責任において履行すべきものとする。

全ての事業関連図書は、相互に補完するものとする。ただし、事業関係図書間に相違がある場合の優先順位は次に示す順番とし、これにより難い場合には疑義に対する協議等による。

- (1) 質問回答書および追加事項
- (2) 仕様書

## 5. その他

- ① 本公募の関係者に対して、提案期間における本事業提案についての接触を禁止する。本公募の関係者とは、本市職員、本市情報システム担当等への接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。
- ② 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- ③ 各社回答後、内容について問い合わせをすることがある。
- ④ 参加事業者は複数の提案を行うことはできない。また、同一の事業者が複数の提案の協力事業者として参加することは認めない。
- ⑤ 本公募に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ⑥ 提出後の提案書等の修正または変更は認めない。ただし、やむを得ない理由によ り修正または変更が生じた場合で、本市が承諾したものについてはこの限りでは ない。
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、石垣市において指名停止措置を行う。
- ⑧ 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本公募に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を 無償で使用できるものとする。
- ⑨ 提出された書類は一切返却しない。

以上